

高等学校における特別支援教育に関する研究

－発達障害等のある生徒の支援に関する調査を通して－

B-2 特別支援教育

研究の目標

- ① 高等学校における発達障害等のある生徒の実態と支援状況に関する調査を通して、課題点を整理し、対応策を研究する。
- ② 発達障害等のある生徒への指導・支援に関する全国の先進校の状況について調査し、県内の高等学校に還元する。

高等学校における「発達障害等」のある生徒に関する現状

- ① 全国の高等学校進学者の約 2.2%が発達障害等により困難があると推測
- ② 山梨県でも公立高等学校生徒の約 2%がサポートを必要

- ① 特別支援学級が設置されていない
- ② 通級指導教室が設置できない

通常の学級で適切な支援を受けながら「通常の教育課程」で学習することとなる

平成 24 年 7 月 中教審初等中等教育分科会報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育は必要不可欠
授業が分かり、参加できることを目指すための環境整備が必要
合理的配慮，基礎的環境整備，教職員の専門性の向上

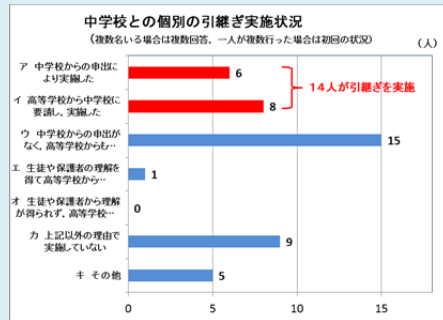
全ての学校における「インクルーシブ教育システムの構築」が求められる

研究の方法と内容（調査の実施）

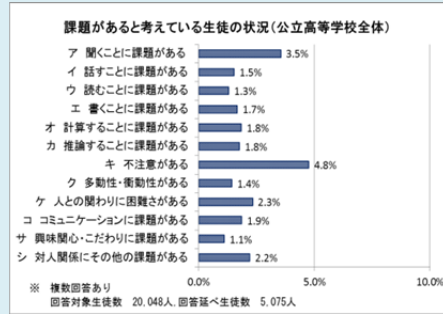
- ① 調査 1 特別支援教育に関する校内体制，引継ぎ状況，教育課程及び定期試験等
(山梨県公立高等学校 33 校の特別支援教育コーディネーター，計 40 人)
- ② 調査 2 各学級における教育的支援を必要とする生徒の実態
(対象：山梨県公立高等学校 33 校の正担任，計 616 人)
- ③ 調査 3 授業における支援状況
(対象：山梨県公立高等学校 33 校の教科主任，計 346 人)

調査結果から明らかになった課題に対応するために，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の資料や，先進校から示されている文献等を調査し，対応策をまとめる。

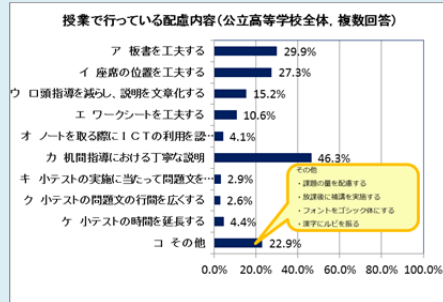
調査結果と考察（抜粋）



- 公立高等学校の本年度入学生の内、引継ぎが実施されたのは14人であった。
- 早期の実態把握に努め適切な支援の実施が望まれる。
- 保護者の同意のもと、中学校との積極的な引継ぎの必要がある。



- 「不注意がある」「聞くことに課題がある」が共通に多い。
- 全ての項目で課題のある生徒が認められる。
- 課題のある生徒は課程別では定時制、通信制に多く、学科別では総合学科、専門学科が多い。
- 定時制、通信制では、複数の項目に困難さを持つ生徒がいることが推察される。
- 学校の実態にあった指導・支援が求められる。



- 公立高等学校全体の配慮内容では、「机間指導における丁寧な説明」「板書を工夫する」「座席の位置を工夫する」が多い。
- 「その他」には、「漢字にルビを振る」「課題の量に調整する」など、個別の配慮が行われている。
- 公立高等学校全体の約3分の1で授業における配慮が行われていない。

高等学校における望ましい支援

特性に配慮した支援



- ・教室環境を整備する。
- ・適切な指示を繰り返し、やるべきことを思い出させる。
- ・手帳を活用する。
- ・回答欄を分かりやすくする。
- ・付箋や指示棒などを使い、見るべき所をはっきりさせる。
- ・家庭との連携をはかる。 など



学習支援

板書・教材の工夫

- ・読みやすい文字を書く。
- ・授業時間中は板書を消さない。
- ・板書しているときは説明しない。
- ・プリントの文字の大きさ、フォント、行間に配慮する。
- ・プリントの端に見直しチェック欄を設ける。
- ・漢字にルビをふる。
- ・ICT機器を活用する。 など

まとめと今後の課題

高等学校における特別支援教育体制の充実

- 既存の校内組織を活用し、各校の実態にふさわしい体制を確立することが望ましい。
- 「障害者差別解消法」の施行に伴い、「合理的配慮」の実施に向けた情報提供や研修の充実

発達障害等のある生徒への指導・支援の充実

- 「発達障害」という枠ではなく、「気になる生徒」「困っている生徒」に対して、個々の実態に応じた支援をする必要がある。
- 「授業のユニバーサルデザイン」の必要性
- 障害理解